

港区小中学生海外派遣事業業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区小中学生海外派遣事業業務委託事業候補者は、旅行業務に幅広い知見を持ち、現地のホームステイ先や学校訪問等の調整に関して豊富な実績とノウハウがあると同時に、港区立小・中学校の児童・生徒の海外派遣が安全かつ円滑に実施できるよう仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方向

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区小中学生海外派遣事業業務委託事業候補者選考委員会を設置し、一次審査及び二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。一次審査及び二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。二次審査に進む一次審査合格者を3者程度決定します。

一次審査結果は、令和6年12月18日（水）に、企画提案書を提出した全ての事業者にも文書で通知します。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査で選考された事業者に対し、一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。

提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分です。（説明15分、質疑15分）

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。なお、二次審査の際は、参加表明書に記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者（複数人いる場合はうち1名）も同席し、合計2名で行ってください。その他、二次審査に係る詳細な事項は、一次審査通過事業者にも別途通知します。

ア 実施日時

令和6年12月25日（水）午前9時から正午まで

イ 実施場所

港区立教育センター 研修室1

ウ 結果通知

令和6年12月26日（木）に、二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

（1）一次審査

主な評価項目	主な評価視点
専門技術力（実績）	・本業務の実施に有用な実績を十分に有しているか。
企画提案書の内容について	・派遣先やその選定理由は具体的で児童・生徒の国際理解やコミュニケーション能力を向上させるものとなっているか。 ・提案する旅程が児童・生徒にとって無理のない日程でかつ効率的な日程となっているか。 ・現地校での体験学習や市内での見学学習は児童・生徒が異文化を体験でき、国際理解及び国際感覚を培うことができるものとなっているか。 ・ホームステイ先の選定や受入人数は児童・生徒に配慮されたものとなっているか。 ・トラブル等が起こった際に適切かつ迅速な対応が可能か。
見積額	・提案内容に対する経費が妥当であり、不必要な経費増を抑えて、費用対効果が十分に見込まれるものとなっているか。
地域貢献活動項目の有無	・地域貢献活動項目の評価に関しては項番4に記載のとおり。

(2) 二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務趣旨の理解	・区が本業務を実施する目的を理解できているか。
提案の実現性	・提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。
提案の発展性	・本業務の創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。
理解・回答力	・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。
取組意欲	・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

※一次審査及び二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※一次審査と二次審査の配点比率は、およそ2：1です。

4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登録簿上、区内に本店を置き、営業する事業者
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登録簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定さ

れているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む。）

（２）ワーク・ライフ・バランス推進の評価

区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。

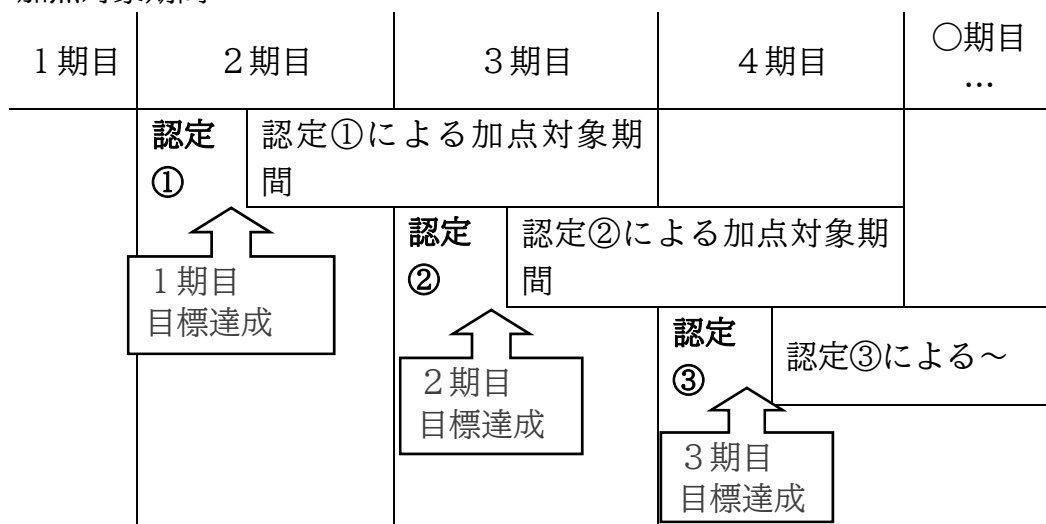
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出資料

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること。（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等

報公表を行っていること。	
国（厚生労働省）が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定（または、プラチナえるぼし認定）」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できるえるぼし認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



（３）障害者雇用の評価

区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。)又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 募集方法及び審査方法

(1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。

(2) 令和 6 年 1 1 月 1 日(金)に、区ホームページに公募記事を掲載します。

(3) 令和 6 年 1 1 月 2 9 日(金)午後 5 時を参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

(4) 審査は、一次審査、二次審査を行います。一次審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記 3 (1) 記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、一次審査で合計点数の高い 3 者程度を選考します。二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1 者を選考します。